

【表紙】

【提出書類】	訂正発行登録書
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	2019年8月7日
【会社名】	東京センチュリー株式会社
【英訳名】	Tokyo Century Corporation
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長 浅田 俊一
【本店の所在の場所】	東京都千代田区神田練堀町3番地
【電話番号】	03(5209)7055(代表)
【事務連絡者氏名】	財務部長 原田 敦
【最寄りの連絡場所】	東京都千代田区神田練堀町3番地
【電話番号】	03(5209)7055(代表)
【事務連絡者氏名】	財務部長 原田 敦
【発行登録の対象とした募集有価証券の種類】	社債
【発行登録書の提出日】	2018年2月6日
【発行登録書の効力発生日】	2018年2月14日
【発行登録書の有効期限】	2020年2月13日
【発行登録番号】	30 - 関東 1
【発行予定額又は発行残高の上限】	発行予定額 200,000百万円
【発行可能額】	100,000百万円 (100,000百万円) (注)発行可能額については、券面総額又は振替社債の総額の合計額(下段()書きは発行価額の総額の合計額)に基づき算出しております。
【効力停止期間】	この訂正発行登録書の提出による発行登録の効力停止期間は、2019年8月7日(提出日)であります。
【提出理由】	2019年8月2日に関東財務局長に提出した臨時報告書の訂正報告書を2019年8月7日に関東財務局長に提出いたしました。 この臨時報告書の訂正報告書の提出により、当該書類を2018年2月6日付で提出した発行登録書の参照書類といたします。
【縦覧に供する場所】	株式会社東京証券取引所 (東京都中央区日本橋兜町2番1号) 東京センチュリー株式会社 大宮支店 (埼玉県さいたま市大宮区錦町682番地2) 東京センチュリー株式会社 横浜支店 (神奈川県横浜市西区北幸二丁目8番4号) 東京センチュリー株式会社 名古屋営業部 (愛知県名古屋市中区栄二丁目1番1号) 東京センチュリー株式会社 大阪営業部 (大阪府大阪市中央区本町三丁目5番7号) 東京センチュリー株式会社 神戸支店 (兵庫県神戸市中央区三宮町二丁目5番1号)

(注) 上記の神戸支店は、金融商品取引法に規定する縦覧場所ではありませんが、投資者の便宜を考慮して縦覧に供する場所としております。

【訂正内容】

訂正内容は、表紙の「提出理由」に記載のとおりであります。